

令和 4 年度 事業計画書

事業方針

日本経済は、新型コロナウイルス感染の症断続的な感染拡大により飲食店や宿泊業など中心に多大な打撃を受け、事業継続が困難になる事業者も後を絶たない。廃業や休止を迫られる事業所も増加し、生活衛生関係営業者の経済状況は一部の事業所を除き悪化の一途をたどっている。

その中であって、零細企業が大半を占める生衛業者は、経営の維持だけでなく後継者不足、新業態への対応など、多くの困難な課題を抱えている。

しかし、地域の支えとして、地域に密着した産業である生衛業は、少子高齢化が急激に進んでいる現在、消費者の生活基盤の確保から地域社会の活性化まで、現代社会の問題に対して果たすべき役割は、更に大きくなっている。

このため、当指導センターは、関係行政機関、組合、団体等との連携をより密に情報の共有化を図るとともに、双方向の対話による感染症拡大防止対策の強化、生衛業界が必要とする生産性の向上をはじめ生衛業界の課題である後継者の確保のための事業、高齢化社会に向けての地域福祉貢献事業などを推進し、生衛業の営業の振興や発展を図り、衛生水準の向上や組合組織の基盤強化への取組を継続する。

I 生衛業の相談、助言指導等

- 1 昨年度同様、生衛業者に対して経営上必要な融資、労務管理、補助金の活用をはじめ感染症対策を含む衛生等に関する課題に適切な助言指導により、施設設備の改善、経営の安定化及び健全化並びに衛生水準の維持向上を図る。また、消費者又は利用者の利益の擁護を図るため、生活衛生営業経営指導員（生活衛生営業経営指導員設置要綱に基づき当指導センターに配置されている者（以下「経営指導員」という。））、融資、税務、衛生、法令等の専門的な知識を有し、生衛業に対する経営指導などを行う生活衛生営業経営特別相談員（岡山県生活衛生営業経営特別相談員設置要綱に基づき岡山県知事が委嘱している者（以下「経営特別相談員」という。））及び相談指導顧問（中小企業診断士、社会労務士、税理士及び弁護士等の外部の専門家）が、指導センター相談室や県内の地区に出向いて行う地区相談及び各店舗に出向いて行う訪問指導等を実施する。

(1) 相談室運営事業

生衛業の衛生水準の向上、経営上必要な融資、税務、補助金の活用、衛生等の相談及び消費者からの苦情等に関する相談を指導センター相談室で常時受け付け、助言指導を行う。

① 生活衛生関係営業経営改善資金融資指導及び審査

日本政策金融公庫の生活衛生改善貸付の融資指導を行うとともに、融資に係る審査会を開催する。

② 一般貸付・振興事業貸付等の融資指導

各衛生法規に基づく施設設備の衛生基準について審査するとともに、施設・設備の近代化、衛生水準の向上、営業の経営基盤の強化の促進等に必要な資金の融資について助言指導を行う。

③ 国、県が実施する補助金、助成金の効果的な活用を助言指導する。

(2) 地区生活衛生営業相談指導事業

県内の数箇所の地区に経営指導員、経営特別相談員、相談指導顧問、行政関係者や専門家等を派遣し、融資、税務、衛生（感染症対策を含む。）、苦情等に関する相談、助言指導、情報提供や研修等を行う。

(3) 相談指導顧問設置事業

生衛業の生産性向上を促進し、衛生水準の維持向上を図るため、経営診断、税務、法律等の専門的知識を有する中小企業診断士、社会保険労務士、税理士、弁護士などを生衛業者の店舗に直接派遣し、相談、助言指導を行う。

1 経営診断及び経営向上のためのアドバイス

当指導センター理事長が委嘱した岡山県中小企業診断士会所属の中小企業診断士等を生衛業者の店舗に直接派遣し、経営から税務まで広く相談指導を行う。

また、相談効果の確認や将来計画の相談のため、必要に応じて事業者ごとに継続指導を行う。

② 法律相談

岡山弁護士会との間で締結した「法律相談に関する覚書」に基づき、岡山弁護士会館において弁護士による個別相談を実施する。

(4) 経営指導員活動事業

生衛業者に対する助言指導、経営特別相談員の業務執行に関する助言

指導、組合からの相談に関する助言指導を行うほか行政機関が行う生活衛生営業指導事業への協力、助言等を行う。

2 生活衛生融資（日本政策金融公庫関係）に係る推薦書交付事務を実施する。

日本政策金融公庫が取り扱う生活衛生融資貸付制度のうち一般貸付（設備の設置等を行う際に要する資金の貸付）を利用しようとする生衛業者に対し推薦書を交付する。

II 生衛業の後継者育成支援

将来の生衛業界の担い手となる若年層（中高校生）を対象に生衛業に対する職業観の向上と生衛業への就業の促進を図り、生衛業界における後継者の育成に資するために、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 生衛業に興味を持ってもらうため、生衛業者が直接学校に出向いて仕事の内容、働くことの意味や心得等についての講演を行うほか生衛業の実演を行う生衛業出前セミナーを開催する。
- (2) 生衛業の技術体験を通じて生衛業の楽しさや適性を感じてもらい生衛業を担う人材を発掘することを目的に、生衛業者が学校に出向いて授業を行う生衛業出前体験教室を開催する。特に後継者不足が著しい理容業や地域への定着が十分でない飲食業、美容業などに力点を置く。
- (3) 後継者の確保が特に困難な業種を対象に事業承継をスムーズに行うことを目的に、営業者とその後継候補者を対象に業の素晴らしさを伝える生衛業イメージアップセミナーを開催する。

III 生衛業者に対する研修等

1 クリーニング師研修会及びクリーニング業務従事者講習会の開催

- (1) クリーニング師及びクリーニング所又は無店舗取次店の業務従事者の資質向上、知識習得及び技能向上等を通じて衛生水準の維持向上を図るとともに、消費者又は利用者の利益の擁護に資するために、クリーニング業法に基づきクリーニング師及び業務従事者を対象に研修会及び講習会を開催する。

- (2) 「衛生法規及び公衆衛生」、「繊維及び繊維製品」、「洗濯物の受取、保管及び引渡し」等をテーマに、衛生行政経験者、業界関係者、専門技術者等を講師に選任し研修・講習の内容の充実を図る。
- (3) 関係行政機関、組合等と連携を図り、さらなる受講率の向上に努める。

2 経営特別相談員研修会の開催

- (1) 経営特別相談員の資質の向上、知識の習得等を通じて生衛業界の自主的な実践活動の推進と衛生水準の維持向上を図るために、経営特別相談員を対象に研修会を開催する。
- (2) 経営特別相談員の業務である「生活衛生関係営業経営改善資金融資に関する助言指導」、「融資、税務、感染症対策を含む衛生措置、事業促進等の相談に関する助言指導並びに標準営業約款の登録促進の指導」、「生衛業の営業許可申請、届出等の手続等に関する相談、助言指導」等を円滑に推進するために、融資、経営、衛生等に関する研修課題について金融・融資機関関係者、行政関係者等の講師による研修を実施する。
- (3) 組合において経営特別相談員をより有効に活用するための研修を実施する。

3 衛生管理等に関するセミナーの開催

自主管理点や税務管理、生産性向上などのため、自主点検票の活用から効率的な経営事例の研修、生衛組合の活動紹介、日本政策金融公庫の融資制度等を内容とする衛生管理等セミナーを各組合事務局の要望に応じ開催する。

なお、衛生管理等セミナーは、全国生活衛生指導センターと協力し、生衛組合への協力による開催とし、行政機関とも連携しながら組合員のみならず、広く生衛業者への参加を呼びかける。

IV 生衛業の振興

- 1 岡山県生活衛生営業振興助成補助金交付要綱に基づき、生衛業の振興、消費者サービスの向上、衛生水準の向上、地域の活性化、消費者利益の増進等

生活衛生同業組合が策定している振興計画に盛り込まれている事業に対して助成する。

●補助事業の内容

- ① 生活衛生関係営業における消費者サービスの向上、需要の開拓等に資する事業
- ② 生活衛生関係営業の共同福利厚生事業及びその他雇用管理の改善に資する事業
- ③ 生活衛生関係営業の後継技術者育成を目的とした事業
- ④ 消費者利益の増進を目的とした事業
- ⑤ その他生活衛生関係営業の振興に資する事業

2 生衛法の目的の一つでもある「生衛業者の組織の自主的活動を促進し、公衆衛生の向上と増進に資する。」を達成するために、広報紙「生活衛生おかやま」、ホームページ等の媒体を活用し、各組合の事業の紹介や振興事業貸付融資制度に関する情報提供等を行うなど組合への加入促進に努め、組合組織の強化を図る。また、各組合間での連携事業の推進を図る。

V 標準営業約款に関する登録及び普及啓発

利用者又は消費者が標準営業約款制度を有している理容業、美容業、クリーニング業及び一般飲食店営業からサービスや商品を受ける際の店舗選択の利便に供するために、関係組合等と連携を図り、標準営業約款に従って営業を行おうとする生衛業者の登録及び普及促進を図る。また、全国規模で実施される「標準営業約款普及登録促進月間（11月）」にあわせ、情報誌への掲載などの広報を行い、利用者又は消費者への標準営業約款制度の周知に努める。

●約款登録店舗

- ① 提供するサービスの内容や商品の品質の表示
- ② 営業施設・設備に係る衛生管理基準等の遵守、維持管理
- ③ 万一の事故発生時に備えて損害賠償保険への加入
- ④ 「Sマーク」（安心、清潔、安全）の店頭表示

●登録及び普及促進

- ① 普及登録促進月間の11月を中心に組合機関紙等の広報媒体を通じて利用者又は消費者に啓発を行う。また、関係組合においては組合員に対して登録を呼び掛ける。
- ② 関係組合を通じて再登録者（8月登録、2月登録）に対する再

登録手続等の周知徹底を図る。

VI 高齢者及び障がいのある方等の健康・福祉の支援

地域や日常生活に密着した営業である生衛業は、地域におけるコミュニケーションや情報発信の場として地域社会への貢献が期待されている。このため、生衛業が中心となって健康、福祉等時代の要請に応じた様々な課題に対して積極的に取り組み、生活衛生関係営業施設を活用した感染症予防、健康づくり、生活習慣病等の予防、高齢者や障がいのある方への適切なサービスの提供といった各種の課題に対する生活衛生関係事業者の自主的な取り組みの支援を行う他、衛生水準の維持向上、地域福祉の増進及び消費者サービスの向上等を図るために、次に掲げる事業を実施する。

なお、実施に当たっては感染症対策に十分配慮する。

(1) 健康入浴等の推進

一般公衆浴場の特性（地域の拠点性を有している、入浴による健康効果があるなど）を活用して、健康の増進、生活習慣病の予防及び改善や健康に関する情報を地域の方々に提供する。

(2) 地域生活の支援

生衛業として高齢者や障がいのある人々にやさしいサービスを提供するための研修や啓発を実施する。

また、健康推進法の改正に伴い2020年4月から事業所内での喫煙が原則禁止となることから県、組合、関係団体等と連携して生衛関係事業者への啓発を促進する。なお、岡山県警の協力による関係組合店舗子供110番への協力の進めていく。

VII 生衛業の循環型社会形成への貢献

食品残渣等の食品廃棄物の循環的な利用や発生抑制等に取り組むとともに、環境保全関係情報を地域住民に発信して環境保全の意識の高揚を図るなど循環型社会の形成に寄与することで生衛業の振興を図る。

(1) 食品リサイクルの推進

岡山県、岡山市と連携し、「30・10」運動などの食品リサイクルの啓発を実施する。

(2) クリーニング包装材等リサイクルの推進

循環型社会への貢献や地域住民の意識高揚等を目的にしてプラスチック包装資材の削減対策のためエコバックの導入を推進し、広く利用者も含めクリーニング業界での普及を目指す。

また、組合との連携により実施する「染み抜き教室」等の事業を通じてクリーニングで使用するプラスチックのリサイクルの啓発を図る。

VIII 情報化整備及び情報提供

生衛業の経営の健全化、振興等を通じて衛生水準の維持向上を図るとともに、利用者又は消費者の利益の擁護に資するために、生衛業に関する各種の情報を収集し、分析、加工、保管し、あらゆる手法で情報の提供を行う。

- ① 広報紙「生活衛生おかやま」の年2回（7月、1月）発行
- ② ホームページの活用
- ③ 啓発用資材等の貸出
- ④ 研修会、講習会等の開催
- ⑤ その他収集した各種情報の提供
- ⑥ 衛生水準の確保・向上事業推進会議の開催
- ⑦ 広報資料の作成、配布

IX 生衛業に関する各種調査

次の調査については、事業に係る各種要件の整備、調整等の状況に応じて実施する。

1 生活衛生関係営業景気動向等調査

（全国センターが日本政策金融公庫からの受託に基づく調査）

- ① 調査対象者： 16業種（実施要領による分類）の70生衛業者
- ② 調査内容： 年4回（四半期に1回）、郵送による配布回収方式又は調査員（経営特別相談員等）による聞き取り記入方式

基本調査項目（景気動向）

特別調査項目（設備投資動向・運転資金借入動向、
価格・売上げ、雇用動向等）

X 全国生活衛生営業指導センターとの連携事業

1 衛生水準の確保・向上事業

生衛法制定・施行後60年以上が経過する中で、生衛組合の設立趣旨に対する組合員や生衛業関係者の意識の希薄化、組合員の減少等によって組合の組織基盤の脆弱化が進んでいることから、(一社)全国生活衛生同業組合中央会、各生活衛生同業組合連合会等において、毎年11月を「生活衛生同業組合活動推進月間」と定め、関係機関や関係団体との連携のもとに、生衛業の新規開業者等の組合加入を促進することとし、生衛組合についての周知広報や組合活動の活性化推進の取り組みを重点的に展開している。

このため、指導センターは、推進月間の共催者として参画し、生衛組合における基礎基盤の強化や組合活動の活性化等に関する諸活動を支援し、生衛業における効果的な衛生水準の確保・向上に資する事業を実施する。

2 生活衛生営業生産性向上事業

昨年度、国の作成した「生活衛生関係営業の生産性向上を図るためのガイドライン・マニュアル」を活用し、全国指導センターや岡山県中小企業診断士会の協力により希望事業者を募集し、個別相談等を実施する。

3 消費税軽減税率制度広報事業

令和5年10月から施行される消費税の的確請求書等保存方式（インボイス制度）に対応するため国、県、組合、関係機関と連携し、令和3年10月から開始されている適格請求書発行事業者の登録申請からインボイス制度への対応に向けての補助金なども含め関係事業者への周知を図る。

4 受動喫煙防止対策事業

健康増進法の改正に伴い生衛業も含め事業所内（客席面積100㎡未満の飲食店は除く。）での屋内禁煙となっている。このことから国並びに県は小規模飲食店への受動喫煙対策を徹底するため、事業所内に喫煙室を設置等するための必要な経費の一部を国が補助する予定である。

そのため当県センターでは事業者の要望に応じ補助申請書の作成等の関係事務の助言、指導等を行う。